

# 視 察 報 告 書

報告者氏名： 矢島真知子

期 間： 平成29年10月18日（水）～20日（金）  
視察項目： 町田市 「消えないまちだ君整備促進事業について」  
高松市 「地域コミュニティ協議会及び  
地域まちづくり交付金事業について」  
浜松市 「水道施設のダウンサイジング及び  
コンセッション方式による下水道事業について」

10月18日（水）町田市 10:00～11:30  
「消えないまちだ君整備促進事業について」

東日本大震災（2011. 3. 11）の際に、停電により市内の街路灯がすべて消え、町が真っ暗になったことから、電気の供給が止まっても点灯し続ける街路灯『消えないまちだ君』を官民連携で開発した町田市を訪ねた。

町田市の人口は現在42万人だが、交通の利便性も高く、まだ若い人がどんどん流入してくるとのこと。しかも、2017年7月に供用開始されたという超近代的な立派な庁舎も素晴らしく、市の勢いを感じた。

さて、今回の視察では町田市の庁舎管理課長、道路維持課長など多くの職員さんたちに対応いただいた。



関係する職員総出で対応



説明にも熱が入る

『消えないまちだ君』は、日照に左右されるソーラー街路灯ではなく、既設の街路灯にバッテリーユニットを設置するだけという簡単なもの。

通常時は普通のLED街路灯として機能しているが、停電時には街路灯に備えられたバッテリーで点灯する。調光機能がついているので明るくなったら消えるようになっており、約3日間、合計24時間はもつ。東電は3日あれば電気を復旧させるとしているので十分だそう。

設置に関しては2014年度までに町田駅前通りをはじめとして市内各駅の周辺道路（つくし野駅、すずかけ台駅、成瀬駅、玉川学園駅、鶴川駅、多摩境駅）に115基、2016年度までに町田市地域防災計画に基づき、町田市第一次啓開道路に30基を設置。道路以外にも公共施設や公園など合計で201基を設置済みで、今後は災害時避難所や防災倉庫付近にも設置を検討しているとのこと。（啓開道路とは、大災害発生後に緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫等を撤去して救援ルートを確保する道路のこと）他都市の事例としては、東京都小金井市、神奈川県鎌倉市などがすでに導入している。なお、2020年で水銀灯が禁止になるので、啓開道路用の大型道路照明（大型共架タイプ）を全国的に普及したいとしている。

この事業の特徴は何といても官民連携による協働事業であろう。「消えないまちだ君」のように（官）町田市と（民）まちだテクノパーク（多摩高度化事業協同組合）とが連携して商品化をしたのは全国初だとか。確かに行政は様々なアイデアを持っていても商品化する技術などはないのだから、理念を同じくする企業と提携して商品開発をするのは理に適っている。

また、特許出願に際しては共同事業契約書を結び、役割分担を明確化した。この契約に基づき市は他自治体への製品PRを、株式会社イズミは製品の販売を、合同会社マチダ・ラボは製品の製造・機能改良を行っている。この取り組みは官と民が協働して構築・推進した優れたプロジェクトとして認められ、2015年自治体総合フェア『第7回協働まちづくり表彰』グランプリを受賞したとのこと。こういう受賞はかかわった職員の士気を大いに上げること間違いなし。

さらに協働事業第二弾として協働開発された冠水警報表示システム『冠水ガード君』、対向車接近表示システム『バスくるヒカル君』、また災害時・観光通信Wi-Fi『Wi-Fi街だ君』の概要についても説明を受けた。この『Wi-Fi街だ君』は災害用街路灯『消えないまちだ君』をベースとして、Wi-Fi、防犯カメラ、防災スピーカー、デジタルサイネージなどを搭載したもの。これらの形状やアイデアの保護のため、実用新案を出願し2016年7月13日に登録されたとのこと。『Wi-Fi街だ君』は市役所と隣接する市民ホールとの間に1基設置されており、実際に見せていただいた。



第2弾の開発品「冠水警報システム」



市役所1階には消えないまちだ君の展示も

一つの官民連携事業が次々と発展し、いくつもの商品化がされていることは凄いことだが、それ以上に感心したのは町田市職員さんたちの明るい雰囲気だった。聞けば市の職員として新しい提案をすることが当たり前前の風土があり、競ってアイデアを出している、むしろ何も出さないと肩身が狭いということだった。役所全体でそうした雰囲気があるのだろう。これからの市の職員に求められるものの一端が分かった気がした。さらに素晴らしい新庁舎をめぐるガイドツアーも実施しているとのことなので、そちらにも参加してみたいと思う。



Wi-Fi街だ君の前で



説明会場には横須賀市と町田市の旗が

10月19日（木） 高松市 10:00～11:30  
「地域コミュニティ協議会及び  
地域まちづくり交付金事業について」

高松市は人口41万8千人、面積は375.44キロ平方メートルの中核市である。人口規模は横須賀市と同等規模だが、面積は3.7倍もある広い市である。

高松市では市民主体のまちづくりを進めるため、一つの地域に一つに限り市長が認定する組織「地域コミュニティ協議会」を立ち上げ、そこに地域まちづくり交付金を出しているという。地域コミュニティのできた経緯や地域まちづくり交付金制度について、高松市地域コミュニティ推進課の藤田課長、藤川担当にお話を伺った。

高松市の人口推計では、平成60年には人口30万人、生産年齢人口は15万人になり、高齢化率に至っては現在27%だが、40%を超えるという厳しい予測を立てている。また、自治会の加入率も昭和50～60年代には90%くらいはあったが年々下がり続け、平成29年には59%と、60%をも切る状態になってしまった。

そこで平成14年に連合自治会連絡協議会から市長、市議会議長にコミュニティ作りの要望が出された。高松市はそれに応えて平成15年から平成17年の3年間に旧高松市域の全ての地域でコミュニティを組織化し、その後の3年間で合併した区域も含め市内全ての地域で組織化したというから凄い一言。さらに凄いのは高松市がこの活動を制度でしっかり担保するために「高松市自治基本条例」を策定したことである。

横須賀市では市民参加で条例案ができたにもかかわらず議会が否決したという悲しい過去がある。やはり地域運営協議会に助成金を出すためには、その根拠と市が活動を支援するための後ろ盾としての条例が必要であり、それが自治基本条例であると考えている。



高松市議会議長の挨拶を受ける



高松市役所の玄関ホールにて

さて、高松市の地域コミュニティ協議会は主に小学校区を基準として作られていて、現在は44地区あるとのこと。協議会の役割としては、地域特有の課題を発見し、その解決のために活動すること。また、その中から地域の価値の創造を図るとして、コミュニティビジネスをも想定している。構成員はその地域に居住する者、法人、団体のほか、居住していない通勤、通学者も所属する法人や団体を通じて構成員となることができるとしている。

地域コミュニティ協議会の活動は、例えば「ふれあい祭りの開催」「防災マップの作成」「子供の見守り活動」「地域一斉清掃」「体育祭・文化祭の開催」などであり、これらは横須賀市や他都市でも同じように行われている。驚いたのは、コミュニティセンターの運営を地域コミュニティ協議会に委託していることである。

平成18年に地区公民館が教育委員会から市長部局に所管替えになりコミュニティセンターとなったことを機に、市は平成19年よりいち早くコミュニティセンターの運営を指定管理者制度に移行させた。それを地域コミュニティ協議会が担っているというのだから凄い。

コミュニティセンターの管理運営には地域が公募で雇用したセンター長、主任、スタッフ（複数名）が当たっており、その人件費は市が委託料として各地域コミュニティ協議会へ支出している。規模によるが大体1千万円／年／1コミセンとのこと。（人件費700万円、管理費300万）

正にこれが地域自治であり、こうしたあり方は将来的に理想とすべきと思っていたが、すでに高松市で行われていた。市が本気で市民自治を推進しようとしている表れであろう。

その高松市の地域コミュニティ支援策はなかなか凄い。大きく次の4つの柱からなっている。

1. ヒューマンウェア（組織づくり・人材養成）
2. ハードウェア（活動拠点づくり）
3. ソフトウェア（運営・活動財源）
4. 情報（活動情報発信）

中でもヒューマンウェアの人材養成として、入庁2年目の職員を自身が居住している地域コミュニティ協議会に1年間研修派遣（平成22年～）していることと、地域コミュニティ単位で課長・次長級の職員を協働推進員として派遣（平成23年～）していることは特筆すべきことである。その狙いは、職員の意識啓発と人材育成にあり、役所ナイズされてしまう前に現場で市民協働を肌で感じることだそう。市外在住職員も手挙げ方式で希望の地を選んで研修派遣するというから徹底している。

また、活動拠点は当然のことながら各コミュニティセンターであり、活動の財源には「まちづくり交付金」として市が総額2億9千万円を拠出している。金額の大きさには驚くが、市はそれまで各種事業・団体に出していた15種類の補助金を一元化し、自由度の高い交付金とした。また、地域発案の事業補助金「ゆめづくり推進事業費（1年で上限100万円）」も廃止して、平成29年度からその分を課題解決応援加算としてまちづくり交付金に統合するなどの工夫をして捻出したとのこと。

なお、平成29年度から実施しているこの課題解決応援加算の内容はサンセット方式である。補助対象はコミュニティプランに基づく3年超の事業で、上限1年目100万円、2年目75万円、3年目50万円、4年目以降は自主財源で行うこととされている。この補助は1協議会につき1事業のみだが、補助終了後の4年目から新たな事業を行う場合は補助対象として可能とのこと。

こうして各地域に出されるまちづくり交付金の対象事業・予算配分は各地域のコミュニティプランに基づいて協議会の裁量で決められるそうである。あくまでも地域の自主性を重んじ、自立するインセンティブを上手に使っている高松市の姿勢には感じ入った。横須賀市の地域運営協議会も高松市などの先進的取組を参考に、携わる人たちがやりがいを持てるようにしていかななくてはならないと思った。大変参考になった。

**10月20日（金） 浜松市 10:00～11:30**  
**「水道施設のダウンサイジング及びコンセッション方式による下水道事業について**

視察3日目は浜松市に伺った。浜松市は人口80万人の政令指定都市。面積は1,558平方キロメートル、（うち60%はほぼ山間地域の天竜区）で横須賀市の15倍以上の面積を有する市である。



浜松市玄関前にて

視察課題は「コンセッション方式による上下水道事業の官民連携」。

平成28年4月に西遠流域下水道が静岡県から浜松市に移管されたことを機にその運営方法について検討を開始した。静岡県は直営で運営し相当数の職員を投入していたが、浜松市では行革により職員増員はできないことから、直営とコンセッション方式を比較検討した結果、コンセッション方式導入の場合VFM(Value For Money)を約7.6%と見込み、コスト削減効果があるとの結論に達した。また、「民間でできることは民間で」との市長の方針があったことにより、コンセッション方式で民間活力の導入を決め、事業者を募集したところ2グループの応募があったが、そのうちヴェオリア・JFEエンジ・オリックス・東急建設・須山建設グループが特別目的会社浜松ウォーターシンフォニーを立ち上げ、優先交渉権を取得。その提案によればVFMは市が想定した7.6%を大きく上回る14.4%(86.6億円)のコスト削減が可能だとのこと。これは市にとってかなりのメリットであろう。

そこで市は平成29年3月には浜松ウォーターシンフォニーと基本協定を締結。事業開始は平成30年4月で、20年間の契約としている。なお、利用料金については業者が決められるが条例で議会の議決事項として関与できるようにしたこと。運営権対価として業者から市へ25億円が納められるとのことである。

コンセッション方式のポイントは、経営面でリスクを背負ってでもできる運営体制かということと経営の姿勢、技術的に十分な能力があるかどうかとのこと。いかに提案されたVFMが大きくても、すぐに破綻しては元も子もないからである。



下水道担当者から説明を受ける



質問をする矢島

さて、浜松市の水道事業が抱える課題は、人口減少や節水型機器の普及による使用水量の減少で料金収入が年々減っていること。膨大な老朽施設の更新が必要となり、その費用が将来的に不足すること。職員の技

術継承がますます困難になることなどが挙げられたが、これは本市においても全く同じ課題である。

この解決策としてコンセッション方式を導入するかどうかについては、現在可能性調査を実施しているとのこと。国でも水道法を改正し、地方公共団体が水道事業者としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設の運営権を民間事業者にすることを可能とする仕組みを導入する予定であったが、先の衆議院解散に伴い廃案となったとのこと。今後の浜松市の動向を注視したい。